そこが知 議会 Q A

Q 議員の権限とは?

行するため主要な権限として次のよう なものがある。 住民の代表として重大な職責を遂

(1) 発

異議の申し出、 な発言をすることができる。 の許可を得て、 質疑、 動議要求等、 討論 質問

質 問

(2)

できる。 固有の権利である。 議長の許可を得て質問することが これは住民の代表として

表 決

(3)

権と並んで最も重要な権限。 によって議会の意思が決定される 表決

(4)

秘密保持の義務

常維持に努める義務がある。

言 権

議案等について、 議長 (委員長

当該団体の一般事務について、

権

反対の意思を表示する権限。 問題となった案件に対して賛成

> (3) (2)

規律を守る義務

議員は、

規律を尊重し、

議会の

からである。

臨時会の招集請求権

(4)

(5) 本会議の開議請求権

あるとき、

もう

とっては、

Q 議員の義務とは?

と思っています。

事故のため出席できないときは、 議長に届け出なければならない。 その理由を付け、 を果たさないことになる。 たる身分を自ら放棄し、 理由なく欠席することは、 開議時刻までに その職務 ただし

A (1) 会議に出席する義務 主なものとして

常任委員就任の義務

次回の定例会は2月 日開会の予定です。

南島原市議会は市民の皆様のお越しをお待ちしてい ます。詳しくは議会事務局へお尋ねください。 電話 0957 • 73 • 6611

発 行 議 責 任者 長 中

村

副委員長 委 員 長 作別委 員 広 金子 田 中 中 村 憲太郎 次廣 久幸

りが皆さんの元に届く頃は市議会議員が不在になる頃と思います。 後も12年間試行錯誤しながら培われた議会だよりを続けて頂きた のでいらないとの意見も聞きますが、 任期は5月13日までであり、 よりの発刊も残すところ、 平成18年9月1日発行の第1回議会広報を見ながら6 議会だよりの発刊については、 議会活動や委員会活動を知る唯 一度見たいときなど大変便利です。 あと1回となりました。 平成30年第1回定例会報告の議会だよ 議会中継と録画放映がされてい 中継や録画放映が見れない方に の手段であり 今議会の議員の 月の 時間 改

議会広報編集特別委員 下 田 利 春



吉田

郎

隈部

和久

選

合併してやがて12年が過ぎようとしてお

現議会広報編集特別委員での議会だ